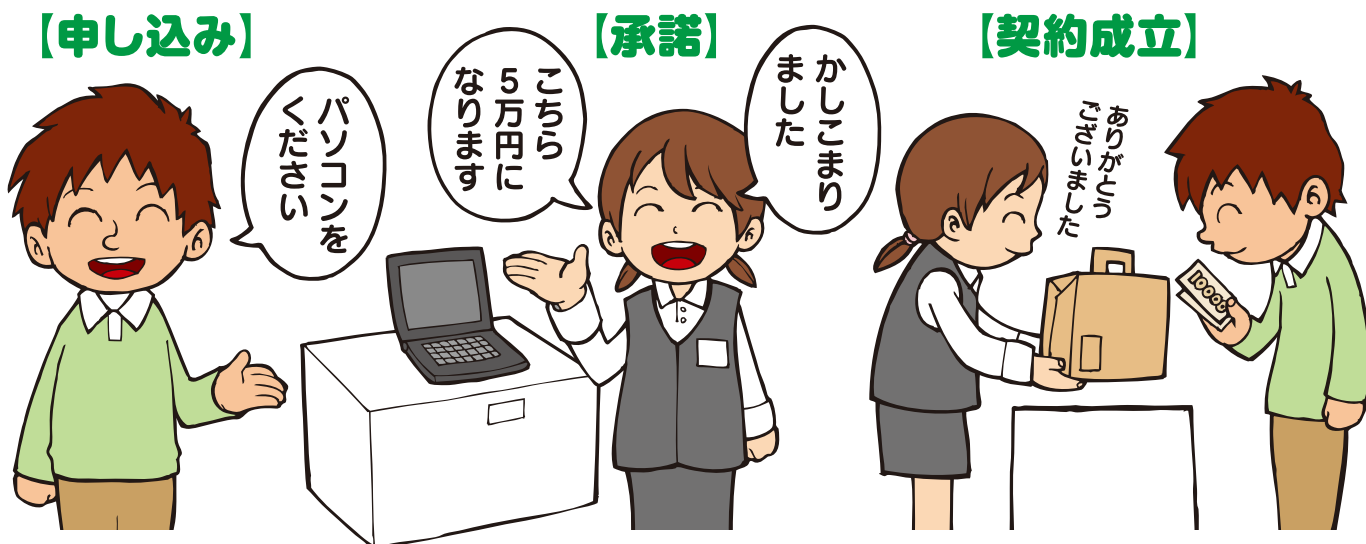


# 契約って何？

「契約」と聞いて、「私には関係ない」と思っていないですか？ 私たちは、朝目覚めてから、夜寝るまでの生活の中で、様々な契約を結んで暮らしています。新聞を配達してもらったり、携帯電話を使ったり、レンタルショップでDVDを借りたり、バスに乗ったり、ハンバーガーを買ったり、映画を観に行ったり…と、いろんなことをする際にいつも契約を交わしているのです。



契約書があるときだけが契約ではありません。双方が合意した時に成立する約束ですから、口約束でも、契約は成立します。契約が成立すると、その契約に基づいて、双方に権利と義務が生じます。どちらか一方の都合だけで契約をやめたり、内容を変えたりすることはできません。

## 契約を取り消せる例外的な場合は？

### 1. 20歳未満の未成年者の契約

- 未成年者が保護者など法定代理人の同意を得ないで交わした契約は、取り消すことができます。

**⚠️ ただし、以下の場合は取り消すことができません。**

- 小遣いの範囲での契約
- 結婚している(していた)場合
- 「20歳以上である」「親の同意がある」などとウソを言った場合
- 営業している未成年がその営業に関して行った契約
- 成人してから契約を追認した場合

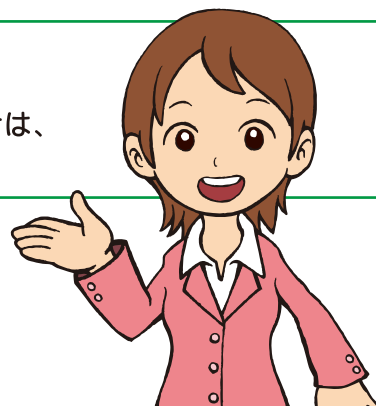
### 2. クーリング・オフが適用できる場合

- 訪問販売などの契約で、法律で定められた期間内であれば、契約を無条件に取り消すことができます。

### 3. 債務不履行などによる解除

- 商品を受け取る約束の日になっても、商品が届かなかったりしたときは、その契約を取り消すことができます。

などがありますので、不安なときは  
消費生活相談窓口にご相談してね！



# 契約に関するトラブル



## 事例 Case


数ヶ月前に、新聞の勧誘員から「〇〇のコンサートチケットをサービスします。」と言われ、以前からファンだったので契約書の内容もろくに確認せず名前を書いた。先日から新聞が配達されはじめたので販売店に問い合わせると、「今月から3年間契約している。今さら解約は無理。」と言われた。ニュースなどはネットで確認できるので、新聞は不要なのだが…。

## アドバイス Advice

### クーリング・オフ期間内であれば無条件解約が可能だが…

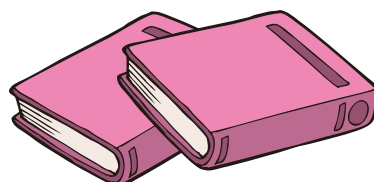
訪問販売で新聞購読を契約した場合には、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)できます。クーリング・オフ期間を過ぎると、原則として、一方的に解約することはできません。この場合、販売店と消費者との話し合いで解決するしかありません。解約料や契約時に受け取った景品相当額の返金を求められることもあります。

**ポイント Point**  
景品などで強引に勧誘されたり、長期間・数年先の契約はトラブルの元! 必要のないものはキッパリ断る!

 販売店が購読契約の勧誘時に提供できる景品の上限額は、6ヶ月分の購読料の8%までと決められています。また、購読料の値引きやスポーツ紙などの無償提供は禁止されています。もらうのも要求するのもやめましょう。

## 事例 Case

インターネット通販で本を購入しようと思い、書籍販売サイトの注文画面で商品購入ボタンをクリックしたが、なかなか画面が変わらない。そこで、再度決定ボタンを押すと、同じ本を2冊購入したことになってしまったのだが、返品はできるのだろうか?



## アドバイス Advice

### 通販には法的なクーリング・オフの規定はない 返品できるかどうかは販売者の規定による

購入の際に何らかの問題で、二重購入した際は、返品に関する規定(返品特約)を確認し、不明な場合は販売者に問い合わせましょう。通販には法的なクーリング・オフの規定はありません。返品の可否については、販売者の定める規定によります。ただし返品特約の表示がない時は、商品を受け取った日から数えて8日以内であれば、返品の送料を購入者が負担することで、返品は可能です。インターネット通販を利用する際は、注文をする前に、商品の説明や購入代金の支払方法や返品規定などをしっかり読み、不明な点があれば販売者に確認しましょう。



## インターネットでの契約

携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使ったインターネットでも契約は成立しますので、インターネット画面のクリックボタンは安易に押さず、よく考えてからクリックする必要があります。ただし、申込のクリックをした後に、本当にこの内容で契約してよいのか確認する画面がない場合、消費者は業者に、契約は無効(初めから契約はなかった)と主張できます。

### 確認画面がある場合

- 商品/スニーカー
- 個数/1個

価格 **7,800円**  
(消費税込)



今、若者に大人気のスニーカーです。

**購入します**

申込画面

- 商品/スニーカー
- 個数/1個

価格 **7,800円**  
(消費税込)



上記の商品を購入します。よろしいですか?

**はい**

**キャンセル**

確認画面